

市の施策として取り組むべき課題について（その他の課題）

資料 7

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現 状			
1	コロナ禍における介助が必要な障がい者の安全・安心の地域生活について	障がい者がコロナ感染した場合や濃厚接触者となった時も介助が必要であるが、入院できなかつたり、自宅養生となった場合、支援に入り生活を支える体制等が整っていない。	障がい者がコロナ感染した場合の迅速な入院の仕組みを確立する必要がある。また陽性者や濃厚接触者と陰性者との場を分ける安全確保のためのホテル等の確保が必要である。 市・区行政・地域の事業所等が連携し、コロナ感染により支援の体制崩壊した事業所を支える仕組みが必要である。	本市では、「大阪府新型コロナウイルス対策本部」に参画し、関係機関と情報共有するとともに、「大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、医療機関等と連携しながら、感染拡大防止に向けて、全力で取り組んでいるところである。これまで、大阪府では新型コロナ患者発生増加に伴い、公的医療機関等を中心に、新型コロナ患者受入病床の確保を要請し、各医療機関の協力のもと、必要な病床の確保に取り組んでいる。 また、患者の入院・宿泊療養先の手配については、大阪府に設置されている新型コロナウイルス感染症に係る入院フォローアップセンターと連携し、高齢者、基礎疾患がある方など重症化しやすい方も含め、それぞれの症状や状況をふまえて、受入医療機関や宿泊療養施設を調整することで、すみやかに入院・療養していただけるようになっている。 宿泊療養施設については、大阪府において段階的に確保・拡充がなされており、宿泊療養先の手配については、大阪府が新たに構築した療養者情報システムにより宿泊施設等を調整している。	大阪府では、新型コロナウイルス感染症の患者を専門に治療するコロナ専門病院、重症病床専用施設（大阪コロナ重症センター）の整備や大規模医療・療養センターを設置し運用開始の準備を進めている。 本市としても、大阪府と連携しながら、引き続き、病床の確保等医療体制の拡充に努める。	コロナ関連	都島区
2	障がいのある方へのワクチン接種について	今般、新型コロナウイルス感染症におけるワクチン接種において、障がいがある方は接種の予約や接種会場への移動等、接種自体に支援が必要な方が多い。障がい者福祉施設に関しては小規模な施設が多く、事業者単体での職域接種や医療従事者の確保等の課題がある。障がいがあっても、安心安全に暮らすためには、ワクチン接種が必要となりますが、障がいのある方の中には、ワクチン接種の行為自体に支援を必要としている人が多く存在する。	介護施設等で実施された、慣れた環境でのワクチン接種は、障がいのある方にも安心感を持っていただくことができ、ワクチン接種時には、事業所の職員の支援も受けやすく、障がい者施設においても同様の対応が望ましい。	本市では、国の通知に基づいて、入所居住系の事業所の皆様に対して、ワクチン接種に係る「接種券の発送スケジュール」や「接種場所」等のご案内をさせていただいた。 この中で、障がい者支援施設やグループホーム等が、個別医療機関等で接種を受けられる際等に、お困りごとがある場合には、福祉局までご相談いただきたい旨を案内している。具体的には、連携医療機関等による巡回接種が可能な場合であって施設内でワクチン接種を希望される障がい者支援施設・事業所について、接種対象者のワクチンの確保や接種券の前倒し発送等により、円滑な接種が可能となるよう細やかな支援を行っている。	引き続き、施設・事業所からの相談等に対して、大阪市保健所と連携しながら丁寧に対応する予定である。		港区
3	新型コロナウイルスワクチン接種について	障がいをお持ちの方の新型コロナウイルスワクチン接種について、家族での対応が困難な場合に、施設を利用している障がい者の集団接種予約をしてほしい	スムーズにワクチン接種を行うには、個々の障がい状況に応じた対応が必須であり、障がい者施設枠での予約や、訪問接種等、障がいをお持ちの方への不安やストレスを最小限にし、安心して接種いただける環境づくりが必要である。	本市では、国の通知に基づいて、入所居住系の事業所の皆様に対して、ワクチン接種に係る「接種券の発送スケジュール」や「接種場所」等のご案内をさせていただいた。 この中で、障がい者支援施設やグループホーム等が、個別医療機関等で接種を受けられる際等に、お困りごとがある場合には、福祉局までご相談いただきたい旨を案内している。具体的には、連携医療機関等による巡回接種が可能な場合であって施設内でワクチン接種を希望される障がい者支援施設・事業所について、接種対象者のワクチンの確保や接種券の前倒し発送等により、円滑な接種が可能となるよう細やかな支援を行っている。	引き続き、施設・事業所からの相談等に対して、大阪市保健所と連携しながら丁寧に対応する予定である。		生野区

市の施策として取り組むべき課題について（その他の課題）

資料 7

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現 状			
4	障がい者を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種について	新型コロナウイルスの蔓延により、ワクチン接種が推奨され実施されているところであるが、現在のところ優先順位接種枠は医療従事者と高齢者となっている。障がい者（障がいがある高齢者を除く）は未だ接種できていない状況が続いている。本人及び家族は感染、重症化リスクと、感染した際の支援者が対応できなくなることによる介護負担等、不安な日々を送っている状況である。こういったことから、ワクチン接種の必要性を考慮し、障がい者に特化した接種体制が必要と思われる。	7月になり、ようやく基礎疾患をお持ちの方、そして知的障がいを含む障がい者、サービス従事者が優先接種対象となり、一定の配慮はなされていると思われるが、接種会場へのアクセスやマスクの有無などで接種が進まないケースもある。障がい者の特性に配慮した接種体制の確立が望まれる。方策として①派遣医師による各事業所での接種（その際には副反応に対応する医療体制も必要となる）、②各区単位の自立支援協議会を活用した集団接種等、障がい者に特化した接種体制を確立するには、さまざまな工夫が必要と考える。	本市では、各障がい福祉関係事業者の方々に対して、「新型コロナウイルスワクチンの接種における障がいのある方への支援とご協力をお願い」を発出するなど、円滑な接種に向けた協力をお願いしている。 この中で、身体的な状況等により大規模接種会場やかかりつけ医等の個別接種取扱医療機関に行くことができない場合について、接種会場までの移動手段として居宅介護における通院等乗降介助等を利用することが可能であること、加えて、接種会場まで移動する際の外出時の支援として、同行援護、行動援護、重度訪問介護を利用することが可能である旨をお示しするとともに、個別の相談についても福祉局において丁寧に対応している。	引き続き、各障がい福祉関係事業者の方々へ協力のお願いを行うとともに、個別の相談についても、必要に応じて大阪市保健所とも連携しながら、福祉局において丁寧に対応する予定である。	コロナ関連	阿倍野区
5	オンライン会議導入のための設備整備について	新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で、障がいサービス事業所でも、サービス提供等にあってもオンライン会議システムの導入が必要になっていますが、設備を整えるにも一定費用がかかります。	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金」は、令和3年2月28日が申請期限となるため、制度の継続について国へ要望してください。	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金」は、実施主体が都道府県となっており、令和2年度については大阪府で実施されていたが、令和3年度の事業実施はない。本市では令和2年度に「障がい福祉分野のICT導入モデル事業補助」を実施し、65事業者に対して補助を行っている。	令和4年度については、ICTの活用が必要な事業所に対して、本市の事業として「障がい福祉分野のICT導入モデル事業補助」の実施を予定している。		東住吉区
6	制度上は支援対象とならないが、実際にはニーズがあり対応に苦慮している事象について	自立支援給付・居宅介護のサービス対象とならないが、実際には支援が不可欠な事象について、現場のヘルパーが利用者への対応に苦慮している。 例1：障がい児が利用する支援学校登校時のバス停までの付き添いについて、教育制度と福祉制度で見解が異なるため、付き添い困難な保護者へ継続的に支援をする方法がない。 例2：単身で親族等の支援も受けられない利用者が入院した場合の支援（入院中に必要な物品の準備や家賃の支払いなど）について、ヘルパーに対応を求められる。	切れ目のない支援が可能となるよう大阪市として検討が必要。また国において自立支援給付の適用範囲を見直す際に必要な情報であるため、市としても現場における課題やニーズを把握して欲しい。	・通学時の付き添いは、「通年かつ長期にわたる外出」であるため基本的に移動支援等サービスの対象としていないが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により通学が困難な場合には、緊急避難的対応として一定期間の利用を可能としている。 ・居宅介護サービスは居宅において身体介護や家事援助等を提供するサービスであるため、本人が入院している際の利用はできない。また、重度訪問介護サービスについては、一定の要件を満たす場合に入院中の医療機関において利用することが可能であるが、主に意思疎通支援を目的とした利用となる。	・障がい児が通学する際に保護者の付き添いが必要な場合が多く、保護者の大きな負担となっている状況であるため、通学に関する移動支援について、関係省庁との役割分担や連携について早急に調整し具体化することを国へ引き続き要望する。 ・単身で親族等の支援も受けられない方の入院時の支援については、障がいの有無に関わらず起こりうる問題であるため、あらゆる施策等の利用を考慮しつつ、今後対応を検討する。	支援内容	東成区
7	家事援助における代理受診時間の算定について	障がい者本人が、通院困難な状態の時に、服用すべき薬がなくなってしまう場合に、やむを得ない事由としてヘルパーが代理受診を行っても、報酬対象が医院への往復時間のみで院内における待ち時間及び受診時間が対象にならず、ヘルパーの負担となっている。この状態が常態化すると、結果的に障がい者の方が本来受けるべき適切な医療を受けることができない恐れがある。	障がい者が適切な医療を受けることができるよう、ヘルパーに正当な報酬算定内容となるよう改正すべきである。	ヘルパーが本人に代わって受診する代理受診という行為については、家事援助や通院等介助におけるヘルパーの業務として位置付けられていないため、原則として報酬算定の対象としていない。ただし、本人が受診し処方箋が出ている状態で、本人から処方箋を受け取ったヘルパーが、単独で調剤薬局に行き薬を受け取ることに限っては、買い物代行の一環と考えられるため、家事援助として支援が可能と整理している。	訪問系サービスで想定される具体的な支援内容を整理し標準的な考え方を通知にて示すよう、引き続き国へ要望する。		旭区
8	グループホーム入居者が入院する場合の対応について	グループホームの入居者が入院時に病院から付き添いを求められた場合、重度訪問介護の利用者であれば、制度利用により病院での付き添いを依頼することが可能ですが、知的障がい者の場合は利用できません。 家族の付き添いが難しい場合などはグループホームの職員が対応せざるを得ません。この場合、制度利用ができないため、費用については利用者負担かグループホーム運営法人の持ち出しで支援している状況です。	全てのグループホーム入居者が、制度を利用できるよう国へ要望してください。	平成30年度の報酬改定により、入院前から重度訪問介護を利用している区分6の方であれば、入院中の重度訪問介護の利用が可能となった。しかし、病院等への入院中は健康保険法の規定による療養の給付が行われることから、重度訪問介護による支援は意思疎通支援を目的とした利用が基本となる。	グループホーム入居者に限らず、入院中の意思疎通支援を必要とする重度障がい者が、普段介助を受けているヘルパーから支援を受けられるよう、入院中のヘルパー利用に関する対象者要件の見直しについて、引き続き国へ要望する。		東住吉区

市の施策として取り組むべき課題について（その他の課題）

資料 7

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現 状			
9	不登校の中・高生等で、障がい福祉サービス等の利用がないことから相談支援事業所が関われない場合でも、相談につなげていくことが必要です	障がいがある子どもが適切な支援につながるための相談の仕組みとして、障がい児相談支援（及び特定相談支援）がありますが、この制度は、障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用する（もしくは、少なくともその支給決定を受ける）ことが前提となっています。例えば、移動支援などの市町村事業しか利用しない場合や、訪問看護など障がい福祉分野外の支援のみを受ける場合は、相談支援が継続的に相談に乗っていく仕組みになっていません。そのため、不登校の中・高生等で、障がい福祉サービス等の利用を想定しない場合には、相談支援が相談の受け皿となることができません。	障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用する際に必要なサービス等利用計画・障がい児支援利用計画を作成しなくても継続的に相談に応じていくため、基本相談のみでも報酬上の評価がある報酬体系に改めることが必要であると考えます。国へ要望してください。	障がい児相談支援費については、障がい児が通所給付決定を受ける際に、障がい児通所支援の利用に関する「障がい児支援利用計画案」を作成することや、通所給付決定の有効期間においてモニタリングを実施する「継続障がい児支援利用援助」を提供することについて報酬の対象となり、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」により、報酬単価や算定要件が定められている。なお、障がい児支援利用計画案の作成や継続障がい児支援利用援助の実施以外の、障がい児通所支援の利用にかかる随時の相談等については、報酬上の定めはない。	計画相談支援・障がい児相談支援の報酬上の評価に関しては、従前より他都市とも連携しながら、その実態に合わせた報酬体系となるよう国に対して要望しているところです。いただきましたご意見は今後の業務の参考とさせていただきますと考える。	支援内容	東住吉区
10	緊急時ではない「通年かつ長期的な移動（移動支援事業）を支援するサービスについて	通所系障がい福祉サービスや教育機関、訓練機関、就労の際においての送迎について、利用当初の不安や通所の安定化の観点から送迎を必要とされる方は少なくない。あるいは通勤先・通所先の室内での活動は問題なく、日々の状況によって変化する行き帰りの移動の支援さえあれば社会参加が可能になる方もいる。しかし、現行の移動を支援するサービス（同行援護・行動援護・移動支援）では通年かつ長期的な移動に該当するとみなされるために支援が受けられず、社会参加が困難になっている。「雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業」が創設されたものの、対象者が重度訪問介護対象者等に限定されている。	雇用については一定の改善は図られたものの、重度訪問介護等の対象者とならない方の通勤の利用を可能とする制度改正等が必要である。 通学・通所についても、障がいのある方の社会参加促進の観点から、社会生活上不可欠な外出として認められるよう制度改正等が必要である。 また、子育て支援の施策であるファミリー・サポート・センター事業のように、有償ボランティア制度を活用した支援策も含めて検討が必要と考える。	通所系障がい福祉サービスの利用にあたっては、送迎加算が設けられており報酬算定の対象となっていることから、事業所の実施する送迎の利用を基本としている。 通学・通所は「通年かつ長期にわたる外出」であり、緊急時を除き移動を支援するサービスの対象外としている。 通勤・就労中の支援については、令和３年度に国が地域生活支援促進事業として新たに創設した「重度障害者等就労支援特別事業」を本市でも実施し、就労機会の拡大及び社会参加の促進に努めている。	単独での外出が困難な障がい者にとって欠かせないサービスである移動支援事業については、今後も大きな需要が見込まれるため、個別給付化を要望するとともに、通年かつ長期にわたる外出についてもサービスの対象とする等、適切な対応を行うよう、国に対して引き続き要望する。		西成区
11	介護給付費等支給申請について	対応困難ケースや擁護者からの虐待ケース等、障がいサービス利用に繋げる場合の介護給付費等支給申請について、申請書類の種類が多く、書類の内容も理解するのが困難であるために手続きを躊躇されるケースが多々発生し、スムーズに障がいサービス利用に繋げることができない。	申請書類の簡略化、わかりやすい内容表示など、障がいをお持ちの方の負担をできる限り軽減できるよう、申請手続きの整理を図っていく必要がある。	障がい福祉サービスの支給申請書の記載事項や添付書類等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則で定められており、厚生労働省から示されている申請書の参考様式を踏まえて、本市において申請書様式を定めている。 障がい福祉サービスの申請手続きにおいては、サービスの支給申請と併せて、利用者負担額減額・免除に係る申請書、その他の提出書類として、障がい支援区分認定手続きに関する書類やサービスの支給決定に必要な計画書等の提出が必要となり、事業説明やサービス利用意向の確認等を複数回に分けて行うのではなく、可能な限り一度に行うことで申請者の負担軽減を図ることとしている。また、申請内容の確認や当該手続きに必要な情報となることから、各書類に氏名等を記入いただく必要がある。	申請者の負担軽減等のため、申請書類の簡略化や記載事項の整理等については、これまでも検討し適時整理を図っているところであり、引き続き検討していく。	申請方法	生野区

市の施策として取り組むべき課題について（その他の課題）

資料 7

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現 状			
12	障がい福祉サービスの申請書類に署名捺印や住所記載欄等が多すぎます	障がい福祉サービスの申請書類について、必要書類の多さに加えて、それぞれに、住所、氏名、生年月日等、同じ項目についての記載を求められて、作成に非常に時間がかかります。1枚の申請用紙の中にも、2～3か所も署名を求められるものもあります。障がい者の中には文字を書くことが難しい人もいて、申請に多大なストレスを感じてしまう方もいます。	現在、国でも押印廃止の流れもあるため、捺印の廃止や、必要項目は1枚の申請用紙にまとめる、記入式ではなくチェック式にする等、申請書類の書式を簡略化してください。	障がい福祉サービスの支給申請書の記載事項や添付書類等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則で定められており、厚生労働省から示されている申請書の参考様式を踏まえて、本市において申請書様式を定めている。 障がい福祉サービスの申請手続きにおいては、サービスの支給申請と併せて、利用者負担額減額・免除に係る申請書、その他の提出書類として、障がい支援区分認定手続きに関する書類やサービスの支給決定に必要なとなる計画書等の提出が必要となり、事業説明やサービス利用意向の確認等を複数回に分けて行うのではなく、可能な限り一度に行うことで申請者の負担軽減を図ることとしている。また、申請内容の確認や当該手続きに必要な情報となることから、各書類に氏名等を記入いただく必要がある。 なお、令和3年4月1日付けで押印の見直しを行い、申請書等各様式については改正済である。	申請者の負担軽減等のため、申請書類の簡略化や記載事項の整理等については、これまでも検討し適時整理を図っているところであり、引き続き検討していく。	申請方法	東住吉区
13	年度末近くに18歳になる場合（1～3月生まれ）、障がい支援区分認定調査を経ての支援区分の決定が遅くなり、進路決定に支障が出ることも想定されるため、認定調査の前倒しを検討してください。	障がいがある子どもが高校（支援学校高等部）などの卒業後の進路を決めていく際に、例えば、生活介護の利用を希望する場合、障がい支援区分3以上の決定が必要ですが、その障がい支援区分の決定がなされるための障がい支援区分認定調査は、遅くとも卒業年度の12月頃までに実施されないと、卒業後の進路が年度末間際まで決まらないという不利益を受ける可能性があります。 障がい支援区分認定調査は、通常、18歳になる誕生月かその少し前にされています。この運用では、1月～3月生まれの卒業予定者は、障がい支援区分認定調査を12月以降に受けることとなり、卒業後の進路がなかなか決まらないという可能性が高くなります。生まれ月によって、不利益を被る可能性が大きくなるのは不公平と考えます。	1月～3月に18歳を迎え、障がい福祉サービスを卒業後も利用する者への障がい支援区分認定調査及び障がい支援区分認定は前倒しして実施していただくよう要望します。	障がい福祉サービス等を利用されている障がい児に対しては、18歳到達月の3か月前に認定申請手続きの案内文書を発送している。 障がい支援区分認定については、サービス利用のための手続きの一つであることから、通常、手続きに必要な期間を考慮し、また直近の状況等に基づき審査を行うため、前述のとおり案内しているが、申請自体はこれに依らず可能であるため、希望される場合は、適時申請を受理しているところである。	認定申請手続きの案内前であっても、卒業後の進路の決定のために障がい支援区分認定調査を希望される場合には、適時申請が可能であることを周知していく。		東住吉区
14	地域防災の具体的な体制整備ついて	近年、各種災害が頻発し、また感染症による避難の困難さなどの課題が多くなっている。具体的な避難行動計画の検討や周知が十分にできていないのが現状で、実際の災害発生時には混乱をきたすことが予想されます。大阪市災害時要援護者名簿への登録該当者には一定の条件があり、該当しない方への合理的配慮や具体的な避難行動計画を検討・確立する必要がある。	大阪市災害時要援護者名簿対象者の拡大を図り、障がい者手帳等級の中軽度者への合理的配慮が行われるよう体制の整備を進める。	災害時の避難支援等を実効性のあるものにするために、現在個別避難計画の作成に取り組んでいる。大規模災害の発生直後など、安全な場所への避難が必要な場合においては、行政の支援体制が整うまでに時間を要することから、要配慮者の避難支援は自主防災組織等、地域住民による支え合いがもっとも重要となる。そのため、自主防災組織など地域においては、日頃から要配慮者の情報を把握し、災害時には迅速な避難支援等が行えるよう取組みを進めていただいている。	避難行動要支援者の避難支援には多くの支援者が必要ことから、地域実情に応じた実効性のある具体的な組織体制を構築していくとともに、災害時に適切な避難支援行動がとれるよう、避難誘導の経路や方法を確認する避難訓練や、小学校等を利用した避難所開設訓練等、避難行動要支援者の参加を得た実践的な防災訓練に取り組んでいく。	防災	港区
15	福祉避難所開設にかかる環境整備について	「災害発生時における福祉避難所設置運営に関する協定」を平成24年3月に締結しているが、大阪市障害児・者施設等防災マニュアルは平成24年2月に作成されて以降改訂されておらず、要援護者の受け入れに要した経費を大阪市内に請求するにあたって必要な書類が未だに示されていない。 また、危機管理室から福祉避難所に対する備品等の配架は不十分であり、特に新型コロナウイルス感染症対策に関する物品は一切配付されていない。	災害はいつ起こるのか予測不能であり、早急に環境整備を行う必要がある。	「大阪市障害児・者施設等防災マニュアル」等の作成及び改訂等の際、大阪市老人福祉施設連盟と本市の関係部局で構成する「災害時要援護者プラン検討会」を開催することでその内容に関する意見交換をしている。福祉避難所等の設置にかかる必要物資の調達については、社団法人日本福祉用具供給協会をはじめ、団体、企業等との間で、大規模災害が発生した場合における協定を締結するなど、福祉避難所等において必要な物資の確保に努めることとしている。	今後も引き続き「災害時要援護者プラン検討会」などの場を活用し、災害対応に関する意見交換を実施していきたいと考えている。また、施設及び施設関係団体等と連携を図り、災害時における円滑な福祉避難所等の運営に必要な物資の確保に努めていく。		城東区

市の施策として取り組むべき課題について（その他の課題）

資料 7

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現 状			
16	災害時・緊急時における公共施設の活用などの事業所支援について	2018年の台風21号で生活介護施設の屋根が崩落するなどして、一時的に使用不可能な状態に陥り、日中の活動場所として使用していない学校施設の一時使用等を区役所経由で要請したが、許可されなかったことがある。「ワンストップ」や「官民連携」の言葉もあるが、それはあくまで行政が依頼した時に民間の協力を募るというものであり、1 事業所が被災してもそれは民間の話として処理されている現状がある。 また、現在新型コロナウイルスの感染が拡大している状況があり、利用者が感染しても入院やホテル泊ができず、受け入れ先がない状況が出てきている。	障がい者が利用する施設（通所・入所等）が被災し、活動拠点としての使用が困難になった場合の支援策（普段使用されていない学校等の公共施設等を一時的な活動拠点として使用可能とする等）を積極的に講じる必要がある。 また、地域の自治会館等の公共施設以外を借りて日中活動が実施できた事例もあり、公共施設以外を利用した際の利用料の助成についても必要と考える。	福祉避難所が被災したことにより施設での避難が困難になった場合には、他の福祉避難所への受け入れや、場合によっては学校などの公共施設や、介護施設などの福祉施設を新たに福祉避難所として設置するなどの調整を図ってまいりたいと考えている。 現在、各区において災害時避難所として指定している施設での使用範囲の拡大や、市有施設をはじめとする新たな施設の確保に努めているところである。	今後とも、新たな福祉避難所の確保や、災害時・緊急時における公共施設の活用などの促進に努めていく。	防災	西成区
17	強度行動障がいの方への支援について	強度行動障がいの方への支援は、日中活動、行動援護等外出支援、グループホーム等の面で、いまだ資源が不足しています。こだわりなどの障がい特性が、元々障がいそのものに起因するものではなく、環境によって強化されてしまっているものであるとの認識を共有しながら、地域で支えられるよう支援に取り組んでいる団体のネットワークを作る必要があります。 加えて、強度行動障がいに対応できる支援者を増やすため、次の取り組みを希望します。 ①大阪府が開催している、強度行動障がい支援者養成研修を大阪府でも開催してください。 ②「移行促進事業」の認知度を高めるために、大阪市の「大阪市強度行動障がい者グループホーム移行促進事業」の利用に向けた説明会及び実践報告を行ってください。 ③支援者が強度高度障がいがある方の支援に困ったときに、専門家によるスーパービジョンやコンサルテーションを気軽に受けられる体制を整えてください。	①大阪府が開催している、強度行動障がい支援者養成研修を大阪府でも開催してください。 ②「移行促進事業」の認知度を高めるために、大阪市の「大阪市強度行動障がい者グループホーム移行促進事業」の利用に向けた説明会及び実践報告を行ってください。 ③支援者が強度高度障がいがある方の支援に困ったときに、専門家によるスーパービジョンやコンサルテーションを気軽に受けられる体制を整えてください。	強度行動障がいのある方への支援にかかる施策として、令和2年度より「強度行動障がい者グループホーム移行促進事業」を実施しており、グループホームへの移行時の調整にかかる人員確保のための経費を支給している。	現在実施している「強度行動障がい者グループホーム移行促進事業」についてわかりやすく、広く周知するとともに、強度行動障がいのある方への必要な支援の周知等について、今後も状況を見ながら検討していく。また、障がい特性に応じた支援技術向上等に関する各種研修会等の確保に努め、研修参加について事業者に対して周知していく。	重度障がいへの支援	東住吉区
18	地域包括ケアシステムの構築に向けて	介護保険制度だけでなく、障がいのある人も地域で普通に暮らし、地域の一員として共に生きる社会づくりを目指すうえで、全ての障がい者を含めた地域包括ケアシステムの構築が必要であり、地域医療拠点病院等では、可能な限り常時医療的ケアを要する重度の身体障がい者のレスパイト入院や家族・支援者が急病等の緊急時には短期の受入れをしていただける体制づくりが必要である。	地域包括ケアシステムの構築を積極的に進めて行くためには、2 次救急指定の、港区においては大阪みなと中央HPだけでなく、医師会等と連携しかかりつけ医や1次救急の受け入れである地域医療との一体とした取り組みを強化していく。	介護を行う家族等が疾病やその他の理由により障がい者が短期間の入所を必要とする場合、短期入所のサービス利用が可能である。短期入所のうち病院で実施する医療型短期入所は、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等が安心して在宅生活を送る上で重要な受け入れ先であるため、大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所事業を実施し、実施機関の確保に努めている。 また、医療的ケアを必要とする児童等とその家族を地域で支えるために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図ることを目的として、「大阪市医療的ケア児等の支援に関する検討会議」を開催し、関係機関の連携体制の構築を図っている。	医療型短期入所の利用を希望する方が利用できるよう、新たな実施機関となる医療機関の確保等の取り組みを進めていく。また、検討会議の開催等を通して、引き続き関係機関の連携体制の構築に努めていく。		港区

市の施策として取り組むべき課題について（その他の課題）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現 状			
19	身体障がい者対象のグループホームが増えるように、物件の改造費を補助する制度等を整えてください	区内のグループホームは年々増えていますが、知的障がい者、精神障がい者対象のグループホームが多く、身体障がい者対象のグループホームがいまだ少ないのが現状です。 身体障がい者対象のグループホームが少ない理由として、消防法に基づくスプリンクラーの設置義務が大きな障壁となっていると思います。 平成27年 4 月 1 日施行の消防法令改正により、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われ、避難が困難な障がい者を主として入居させるグループホームについては、従来の面積要件が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務づけられました。 火災等に対する安全確保は重要であり、入居者の生命を守ることに最大限の注意を払う必要がありますが、賃貸住戸を利用している例が多く、また、支援区分が重い利用者が多い実情があり、賃貸住戸の場合は所有者の承諾が必要である等の課題があります。	物件の改造費を補助する制度を設けるとともに、スプリンクラー設備の設置に替えて、火災等が発生した際の安全性等を担保する要件について検討してください。	社会福祉法人等が、市内で新規に整備を行う障がい者グループホームに対し、住宅の賃貸借、購入、住宅改造に関する補助（スプリンクラー設置含む）、備品購入にかかる経費の補助を実施している。	入居者がグループホームでの暮らしを安心して継続することができるよう、また、安定した事業運営が図られるよう、必要な対策及び十分な財政措置を講じることを国に対して引き続き要望する。	社会資源	東住吉区
20	グループホームでの個別ヘルパー利用について	グループホームにおける利用者への介護サービスの提供は、原則として、生活支援員による介護または外部の居宅介護事業所への委託による介護のいずれかにより行うこととなっています。 一定の要件を満たす重度の障がい者についてのみ、特例の、経過措置として、個人単位での居宅介護と重度訪問介護を利用することを認めています。 この経過措置は、数回の経過措置期間延長を経て、2021年3月31日までの経過措置の延長を行った上で、検討されることとなっています。	グループホーム入居者の高齢化・重度化においても個別ヘルパー利用は必要不可欠であるため、現在の形のまま恒久化されるように国へ要望してください。	グループホーム入居者が個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例については、令和3年度報酬改定において、経過措置期間が令和6年3月31日まで延長されている。	本取扱いについては、障がい者一人ひとりの事情を踏まえた必要な支援を継続して受けることができるように、時限的な取り扱いではなく恒久的な制度とするよう、引き続き国へ要望する。		東住吉区

市の施策として取り組むべき課題について（その他の課題）

資料 7

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現 状			
21	大阪市社会的養育推進計画について	現行の大阪市社会的養育推進計画（こども青少年局）においては、国が示す委託率算出法に乗っ取った数値により計画が立てられており、結果として、里親等への委託推進及び施設の小規模化については、施設にいる障がい児が計画から除外されている。	児童福祉法のこどもの家庭養育優先原則に基づき、福祉局においても障がい児施設の小規模化等上記法に基づいた計画を作成する。	障がい児入所施設については、様々な障がい特性のある児童や、虐待をはじめとした家庭環境における課題等、家庭における養育が困難な障がい児に対し支援を行う専門的な支援機関として、発達支援機能、自立支援機能、社会的養護機能、地域支援機能が求められている。 また、児童福祉法並びに令和 3 年 9 月に厚生労働省より示された「障害児入所施設運営指針について」においても、「良好な家庭的環境の提供と個別性の尊重」の重要性が示されており、各施設においても、小規模グループケアや居室のユニット化等を実施している。 福祉局としても、障がいのあるこどもへの支援の充実について大阪市障がい者支援計画に位置づけ、こうした障がい児入所施設に入所する障がい児に対して、その状況等に応じたきめ細かな支援を行えるよう、障がい児入所施設の職員配置基準や報酬単価の改善等について国に対し要望してきた。 さらに、令和 3 年度に厚生労働省において実施された障がい児入所施設の新たな移行調整の枠組みにかかる実務者会議では、障がい児入所施設に入所する児童の適切な地域への移行を行うための枠組みが示されたところであり、今後、各障がい児入所施設やこども相談センター、各支援機関等と連携し、障がい児本人の意思を十分に尊重しながら、適切に地域への移行を進めていくこととなっている。	障がい児入所施設に入所する障がい児が適切な支援を受けられるよう、引き続き職員配置基準や報酬単価について国に対し要望していく。 また、国により示された新たな移行調整の枠組みを踏まえ、障がいのある児童が適切に地域へ移行することができるよう、福祉局としても各障がい児入所施設やこども相談センター、各支援機関等と連携を図っていく。	こども施策	旭区
22	南港通り以北の東住吉区に居住する肢体障がい児は、平野支援学校だけでなく、東住吉支援学校も選択できるようにしてください	現在、東住吉区在住の肢体障がい児で、南港通り以北に居住している場合は、平野支援学校が校区と定められています（南港通り以南居住の場合は、東住吉支援学校）。平野支援学校に通う医療的ケアが必要な児童が、阿倍野区の放課後等デイサービス事業所を利用しようとしても送迎が対象外になってしまうため、利用しにくい状況です。	南港通り以北に居住している場合でも、入学にあたって東住吉支援学校も選択できるように要望します。		大阪府立支援学校の通学区域については、大阪府教育委員会が所管している。 お申し出の内容については、大阪府教育委員会にお伝えする。		東住吉区
23	障害者虐待防止法、障害者差別解消法の更なる周知啓発について	法施行後、地域での体制の整備や、周知啓発について、様々な取組みが進められてはいるが、まだまだ十分な理解がされ、全ての人の権利が十分に擁護されていない。	『障害者虐待防止法』『障害者差別解消法』の更なる周知啓発が必要。両法の理解度等の実態調査を行い、具体的な取組み方法を検討する。	市民向けの講習会や、市民・企業従業員を対象としたあいサポート研修、障害者総合支援制度等における指定事業者・施設及び大阪市移動支援事業者を対象とした集団指導等を行うことや、チラシやパンフレットを作成し、周知啓発に努めている。	オンラインを活用するなど多くの方が講習会や研修に参加できるよう取組を進めていく。障害者差別解消法の啓発チラシについては具体的な相談事例をもとに、その分野の事業所等に伝わりやすいものとなるような媒体を作成し、周知・啓発に努めていく。		虐待・差別
24	支援学校との連携について	支援学校の通学区域が複数区に及ぶため、支援学校と各区の基幹相談支援センター・自立支援協議会との連携では、他区との連携がスムーズに行かないケースもある。	支援学校に通学している生徒、保護者に向け障がい福祉サービスの制度、内容、計画相談等を広く知ってもらうことにより、将来の進路に対する不安要素を取り除き、広く進路について検討できる環境づくりが必要である。		大阪府立支援学校については、大阪府教育委員会が所管している。 お申し出の内容については、大阪府教育委員会にお伝えする。	学校との連携	生野区
25	地域生活支援拠点の整備について	近年、やむを得ず親が入院する場合に障がいのある子供を誰が支えるのか、親亡き後の問題など8050問題に関する相談が多い。特に重度障がい者はGHや施設入所も期待できない。障がいの有無、程度に関わらず、誰もが安心して生活できるよう地域生活支援拠点の充実が必要である。	面的に整備される地域生活支援拠点が十分に機能するため各種事業が整備されつつありますが、地域移行や親元からの自立に向けた体験の機会、相談支援の人材確保・質の向上、社会資源を有効に活用するための関係機関との連携体制の構築が必要。	障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、国の基本指針に基づき、地域生活支援拠点等の機能の整備を進めている。	「体験の機会・場」の機能及び、指定障がい福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等の機能の一部を担う事業所として位置づける仕組みを検討し、更なる機能の充実について検討していく。	地域生活支援拠点	港区

市の施策として取り組むべき課題について（その他の課題）

資料 7

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現 状			
26	地域移行の取り組みが止まってしまっています	コロナ禍で病院や施設での面会がかなり制限され、本人の外出も難しい状況です。地域移行の支援で最も大切な本人の退院・退所のニーズを引き出すための継続した事前訪問や地域の体験などが行えていません。支援の中断により本人の意欲が減退してしまい、結果的に社会的入院・入所の長期化が続いている現状です。	医療・行政・地域が取り組みを継続できるよう、堺市で行われているような病院や施設へのリモート面会のシステムへの補助などを仕組みとして作って下さい。	長期間にわたり入院・入所されている方の中には、地域生活をイメージしづらく、地域生活に不安を抱いている方がおられるため、地域移行への意欲の形成、不安の軽減に向けた情報提供など、地域移行支援の支給申請前段階からの働きかけが重要であると考えている。国に対しては、地域移行コーディネーターやこれら前段階の支援について、制度として明確な位置付けを行うとともに、包括的な補助である地域生活支援事業ではなく、別途、確実な財政措置を講じるよう働きかけている。	精神科病院の入院者に対しては、地域生活移行推進事業を実施して、入院生活以外の生活がイメージできるよう取り組みを進めているところであり、今後、施設入所者に対しても、外出支援を通じて地域生活を体験できる仕組みを検討していく。	地域移行	東住吉区
27	指定事業所に対する関与・指導（集団指導等のあり方）について	年に一度実施される大阪市指定(登録)障がい福祉サービス事業者等集団指導の在り方について、利用者支援、適正な事業運営が実施されるよう変更する必要がある。特に就労継続支援A型事業所での不適切な経営に関する相談が多く指導の徹底が必要。	従来のエリア別での一括開催ではなく、事業種別ごとの開催とし、集団指導の中身をより充実するよう訪問系、日中活動系、居住・施設系、相談系など事業種別に合わせた指導へと変更する。	本市における指定(登録)障がい福祉サービス事業者等集団指導の実施について、令和元年度までは、各事業所の管理者を対象に講習会形式で開催していたが、令和２年度及び令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従来の講習会形式での実施に代えて、厚生労働省が提唱している「新しい生活様式」を踏まえ、ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式により実施した。その際、資料の構成を「共通項目に関する資料のページ」と、事業種別ごとに再編した資料を掲載した「事業種別ごとのページ」として配置し、各事業所が該当するページ（必要なページ）だけを閲覧できるような構成とした。	次年度以降についてもウェブによる動画視聴・資料閲覧形式による集団指導の実施を検討するが、受講者にとって見やすく分かりやすいものとなるよう、資料の内容や量の精査を重ね、より良い指導内容となりますよう努めていく。	事業者指導	港区
28	依存症のある方の支援	アルコールやギャンブル等、様々な依存症で不安を抱える当事者の支援について、医療機関から当該支援機関にはつながりやすいが、身近な生活の場、地域の間からは相談があがってこず、地域で当事者が孤立している状況がある。また、当事者は経済的な支援を要する方も多くおられ、生活支援課のケースワーカーが支援されていることも想定されるが、支援者などが当該相談窓口や情報を知らず、それらにコンタクトができていない可能性もある。	生活保護のケースワーカーや見守り相談等、福祉サービスや医療につながっていない場合でも身近に関わる可能性がある機関への、相談窓口の共有が必要。 （住吉区では見守り相談の活動は活発なので浸透している） ・共有の方法として、窓口一覧がわかるパンフレットやガイドブックなどを作成して行う。	こころの健康センターにおいては、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症相談拠点として、電話での相談窓口を設置するとともに、医師による専門相談を実施している。また、これらの相談窓口等を掲載したパンフレットを区保健福祉センター、地域関係機関、医療機関等に配布し、依存症に関する普及啓発を図っている。	相談窓口等のパンフレット等での周知に加え、インターネット広告等も用いて、より広く周知していく。また、市民講座や依存症者の家族教室等を通じて、引き続き、依存症に関する普及啓発を図っていく。	相談窓口の周知	住吉区

市の施策として取り組むべき課題について（その他の課題）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現 状			
29	害虫（トコジラミ）対応について	大阪市西成区においては老朽密集市街地、高齢化率、障がい者割合ともに上位を占めている。これら社会的弱者において、トコジラミに関する被害に対して相談することが困難なことや、他の害虫と異なり被害としてかゆみを伴う程度のため被害自体を認知することが困難なことが考えられる。他の害虫と異なり、トコジラミは専門的な殺虫方法が必要なため、駆除費用が高額となる。そのため、当区において、生活保護受給率が高いことから、駆除費用が生活の負担となることで駆除実施が困難となることが考えられる。 福祉（医療含む）サービス利用者の自宅にてトコジラミが発生することで、福祉サービス導入が困難となり、不自由な生活を余儀なくされる方も少なくない。サービス提供者（支援者）が訪問先にてトコジラミが発生していることを知らずサービス導入することで、サービス提供者にトコジラミが付着し他の利用者宅へ移送することや、サービス提供者のトコジラミに対する知識が不足していることで、他の利用者宅へ移送しトコジラミ被害が拡大することが考えられる。 また、トコジラミにより、衣服・布団・食器等の生活必需品を廃棄する必要があり、購入費用の課題も生じている。さらに、トコジラミ被害に遭った方への介護等のサービス提供者が支援を断る等の人権上の問題も生じている。	トコジラミに関する各支援機関への啓発活動や、トコジラミ発生時の相談窓口および対応方法の周知等が必要であると考えられる。 また、駆除費用が高額なため、金銭的理由から駆除できず被害が深刻化しているため、費用の助成金等が必要である。衣服等の生活必需品の購入費用の課題については、生活保護受給者だけではなく、生活困窮者も含めた支援が必要である。 サービス提供を断る等の事象については、トコジラミへの対応策等を十分に周知した上で、正当な理由がなくサービス提供を断ることは人権上問題をはらんでいることの啓発も必要である。	各区役所の生活環境担当において、ねずみ・蚊・ハエ等の衛生害虫に係る防除方法についての相談受付等を実施している。 トコジラミについても相談受付等を行っているが、駆除自体は、ほかの衛生害虫と同様に本市では行っておらず、自身で実施するようお願いしている。個人で実施することが難しい場合、駆除業者が多数登録されている大阪ペストコントロール協会を紹介し、当該協会から業者を紹介してもらうよう助言している。 なお、健康局では、駆除費用についての助成等は実施していない。	今後も引き続き、各区役所生活環境担当において、防除の相談受付等を実施していく。	その他	西成区